

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学化学物質管理規程

平成16年4月1日
規程第 38 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 管理体制（第4条—第8条）
- 第3章 化学物質の管理（第9条—第12条）
- 第4章 研究室等における化学物質の取扱い（第13条—第16条）
- 第5章 情報の管理（第17条—第19条）
- 第6章 安全教育（第20条）
- 第7章 環境・健康障害への配慮（第21条・第22条）
- 第8章 異常時の措置（第23条）
- 第9章 作業環境測定（第24条）
- 第10章 リスクアセスメント（第25条）
- 第11章 違反者に対する措置（第26条）
- 第12章 大学の社会的責務（第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号。以下「安全衛生管理規則」という。）第26条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における化学物質の自主的な管理を促進し、環境への影響を未然に防止するとともに、化学物質の取扱いによる学生及び職員の健康障害を防止することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この規程において「化学物質」とは、安全衛生管理規則第25条に掲げるものをいう。
- 2 この規程において「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法（平成9年法律第20号）の規制対象となる化学物質をいう。
 - 3 この規程において「化学薬品」とは、高圧ガス以外の化学物質をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学において化学物質を用いるすべての者に適用する。

第2章 管理体制

(総括安全衛生管理者の職務)

第4条 総括安全衛生管理者は、本学における化学物質の管理について総括する。

2 総括安全衛生管理者は、この規程において自ら行うべき職務を職員に委任することができる。(この職務を命じられた者を、「化学物質管理補助者」という。)ただし、次に掲げる職務を委任することはできない。

(1) 第10条第1項に定める総括安全衛生管理者による許可

(2) 第23条第2項に定める緊急時の措置

(研究科長及び研究室責任者の責務)

第5条 研究科長は、法令等、安全衛生管理規則及びこの規程の定めるところに従い、研究科における化学物質の自主的管理並びに所属する学生及び職員の化学物質の取扱いによる健康障害の防止に関し指揮監督する。

2 化学物質を取り扱う研究室の責任者(当該研究室の長である教授又は准教授(学際融合領域研究棟においては各プロジェクトの責任者)をいい、以下「研究室責任者」という。)は、当該研究室の化学物質を責任を持って管理しなければならない。

3 化学物質を取り扱う作業場のうち、どの研究室にも属さない作業場については、当該作業場の存在する施設を管理する研究科長(研究推進機構においては研究推進機構長、事務局においては事務局長とする。)が、この規程における研究室責任者としての職務を行うものとする。

(学生及び職員等の責務)

第6条 学生、職員及び安全衛生管理規則第2条に規定する者は、総括安全衛生管理者、研究室責任者その他の関係者が法令等及びこの規程に基づいて講ずる、化学物質の取扱い及び化学物質による健康障害の防止のための措置に従わなければならない。

(衛生管理者の責務)

第7条 衛生管理者は、安全衛生管理規則第12条第3項に定める巡回の際に、化学物質の使用に関して安全及び衛生上の問題点を発見した場合は、直ちに総括安全衛生管理者、研究科長及び問題の場所を管理する研究室責任者に報告しなければならない。

(化学物質取扱いマニュアル)

第8条 本学における化学物質の取扱いについて「化学物質取扱いマニュアル」を作成する。

2 前項のマニュアルは、総括安全衛生管理者が作成し、総合安全衛生管理委

員会の議を経て決定する。

- 3 第1項のマニュアルは、総括安全衛生管理者が研究室責任者を通じて、本学全体へ周知する。

第3章 化学物質の管理

(管理区分)

第9条 法令等に基づき、本学における化学物質の管理区分を次のとおりとする。

レベル4	取扱いに際し国又は県の許可が必要な物質
レベル3	毒物劇物相当の急性毒性をもつ物質
レベル2	慢性毒性や発がん性を持つ物質、又は防火上注意を要する物質 (レベル3に含まれる物質を除く。)
レベル1	前各号以外の物質

- 2 複数の化学物質から構成される混合物は、構成成分のうち、最も高いレベルの成分に該当するものとして管理する。
- 3 管理区分の決定は、別表第1及び安全衛生管理規則第27条第2項に定める化学物質等安全データシートに基づき、研究室責任者が行う。
- 4 管理区分を決定し難い場合の研究室責任者は、総括安全衛生管理者へ問い合わせの上、管理区分の決定を受けるものとする。

(レベルごとの購入及び譲渡等の基準)

第10条 前条に定める管理区分に基づき、化学物質の購入及び譲渡については次のとおりとする。

- (1) レベル4の化学物質を購入しようとする者が、初めて購入する場合は様式第1-1、2回目以降の場合は様式第1-2により、研究室責任者を通じて研究科長及び総括安全衛生管理者の許可を受けなければならない。
- (2) レベル4の化学物質は、譲渡を受け、又は学外へ持ち出してはならない。
- (3) レベル3の化学物質を初めて購入する者及び譲渡を受け又は学外へ持ち出そうとする者は、様式第2により、研究室責任者を通じて総括安全衛生管理者に届出なければならない。ただし、第17条に定める薬品管理システムに必要事項を入力することによって、書面による届出にかえることができる。
- (4) レベル2の化学物質を購入し、譲渡を受け又は学外へ持ち出そうとする者は、研究室責任者に報告しなければならない。
- (5) レベル1の化学物質は、研究室等で管理するものとする。

(保管)

第11条 前条に定める管理区分に基づき、研究室等における化学物質の保管

は、次のとおりとする。

- (1) レベル4及びレベル3の化学物質は、鍵のかかる保管庫（高圧ガスにおいてはシリンダーキャビネット等）に保管しなければならない。
- (2) レベル2の化学物質は、研究室等において保管場所を定め、漏洩、発火及び盗難等が起こらないよう、適正に保管するものとする。
- (3) レベル1の化学物質については、研究室等で自主的に保管のための基準を定めるものとする。

(廃棄)

第12条 研究室責任者は、次に定める化学物質を「化学物質取扱いマニュアル」に基づき、環境へ負荷を与えない方法によって廃棄しなければならない。

- (1) 実験等その目的に従い使用を終えた化学物質
- (2) 購入時から3年間にわたって、使用することのなかった化学物質

第4章 研究室等における化学物質の取扱い

(安全教育)

第13条 研究室責任者は、第6章に定める安全教育のほか、研究室等において化学物質を取り扱う者に対して、次の事項について安全教育を行うよう努めるものとする。

- (1) 研究室等で取り扱う化学物質の性質、及びその人体、環境に対する影響
- (2) 人体に対する危険及び環境への影響を防止するための方法
- (3) 使用した化学物質の安全な廃棄に関する方法

(掲示)

第14条 研究室責任者は、人体に有害な化学物質を取り扱う作業場、又は現に取り扱っている作業場について、必要な掲示を行わなければならない。

2 前項の掲示に関しては、「化学物質取扱いマニュアル」に規定する。

(研究室等における取扱い)

第15条 レベル4に指定される化学物質を取り扱う者は、研究科長及び研究室責任者の許可を得なければならない。

- 2 研究室責任者は、レベル4に指定される化学物質を、職員の立会い無しに学生に取り扱わせてはならない。
- 3 レベル3の化学物質を取り扱う者は、研究室責任者に報告しなければならない。
- 4 化学物質を取り扱う者は、その化学物質の種類に応じて、ドラフトチャンバー、実験台等適切な場所で化学物質を取扱わなければならない。
- 5 研究室責任者は、研究室等において化学物質を取り扱う者に対して、必要に応じて、マスク、グローブ、眼鏡等の防護具を使用させなければならない。

(施設設備の変更)

第16条 化学物質の取扱いに関して、廃棄及び保管に係る設備を新たに設置するとき、その構造を変更するとき、又は使用を廃止する場合には、事前に総括安全衛生管理者へ届け出なければならない。

第5章 情報の管理

(化学薬品の情報管理)

第17条 化学薬品を取り扱う者は、購入、使用、廃棄等ごとに、別に定める事項を薬品管理システムに登録するものとする。

- 2 研究室責任者は、研究室等において薬品管理システムに未登載の化学薬品を新たに購入し、又は譲渡を受けた場合には、総括安全衛生管理者へ届出なければならない。ただし、レベル4に指定された化学薬品について、第15条に定める許可を受けた場合は、これをもって届出が行われたものとみなす。
- 3 前項の場合において、研究室責任者は、購入及び譲渡を受けた相手方から、当該化学薬品の化学物質等安全データシートの交付を受けた時は、総括安全衛生管理者へ提出しなければならない。

(高圧ガスの情報管理)

第18条 研究室責任者は、研究室等において使用する高圧ガスについて、半年に一度、そのガスの種類と研究室等において保有するボンベの本数を、環境安全衛生管理室まで報告しなければならない。

(情報の収集)

第19条 研究室責任者は、研究室等において使用する化学物質についてその人体への有害性及び環境への影響について情報の収集に努め、重大な情報を得た場合には、総括安全衛生管理者へ報告するよう努めるものとする。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けた場合その他化学物質の人体への有害性及び環境への影響についての情報を得た場合は、直ちに当該物質を用いる研究室等へその情報を通知しなければならない。

第6章 安全教育

(安全教育)

第20条 総括安全衛生管理者は、学生の入学時及び職員を新たに雇い入れた場合には、安全衛生管理規則第20条の規定に基づき、次の事項についての安全教育を行わなければならない。

- (1) 本学における化学物質の購入、使用及び廃棄に関するルール
- (2) 化学物質の使用による健康障害及び環境への影響を防止するための事項

- (3) 化学物質の使用に係る異常時の措置
- (4) 化学物質の規制に関する法令の内容
- 2 総括安全衛生管理者は、安全衛生管理規則第21条の規定に基づき、同規則別表第3第2号及び第3号に掲げる業務に学生及び職員に従事させるとき、次の事項についての安全教育を行わなければならない。
 - (1) 当該規制物質の使用による健康障害及び環境への影響を防止するための事項
 - (2) 当該物質の使用に係る異常時の措置
 - (3) 当該物質の規制に関する法令の内容
- 3 前2項の安全教育は、総括安全衛生管理者が認めた者に対しては、実施を省略することができる。

第7章 環境・健康障害への配慮

(代替物質の使用)

- 第21条 研究室責任者は、研究室等で使用する化学物質のうち、特に環境及び人体への影響が大きいものについて、影響の小さい代替物質を用いるように努めなければならない。
- 2 総括安全衛生管理者は、特に環境及び人体への影響が大きい化学物質について、本学の研究計画に支障が無いと認める場合に限り、総合安全衛生管理委員会の議を経て、本学における当該物質の使用を禁止することができる。

(P R T R法に基づく調査)

- 第22条 環境安全衛生管理室長は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号(P R T R法))の定めるところにより指定物質の排出量調査を行い、その結果を奈良県へ報告しなければならない。

第8章 異常時の措置

(事故時の連絡)

- 第23条 化学物質による事故等を発見した者は、別に定める緊急連絡網に従って直ちに総括安全衛生管理者及び関係各機関に連絡通報しなければならない。
- 2 総括安全衛生管理者は、事故等による災害の拡大を防止するために適切な措置を講じるとともに、事故等により有害な化学物質の暴露を受けた者がいる場合には、速やかにその者に対する健康診断を実施しなければならない。
- 3 研究室責任者は、研究室等における化学薬品の使用に際して事故等が発生したときは、速やかに研究科長を通じて総括安全衛生管理者へ報告しなければならない。

第9章 作業環境測定

(測定を行う研究室等)

第24条 化学物質に関して、安全衛生管理規則第32条に定める作業環境測定を行う場所は、次のとおりとする。

- (1) 有機溶剤を扱う作業場
 - (2) 特定化学物質を扱う作業場
- 2 前項の測定は、作業環境測定法(昭和50年法律第28号)に基づく方法により、本学の作業環境測定士又は外部の作業環境測定機関にこれを行わせなければならない。
- 3 作業環境の測定結果は、別に定める様式により3年間(特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)で特に定めるものは30年間)保存しなければならない。

第10章 リスクアセスメント

(化学物質などによる危険性又は有害性等の調査)

- 第25条 総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条の3の規定により、同条第1項に規定する物による危険性又は有害性等を労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の定めるところにより、調査(以下「リスクアセスメント」という。)しなければならない。
- 2 総括安全衛生管理者は、前項の調査の結果に基づいて、法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、業務従事者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 リスクアセスメントに関し必要な事項は、総合安全衛生管理委員会が別に定める。

第11章 違反者に対する措置

(違反者に対する措置)

第26条 総括安全衛生管理者は、法令等及びこの規程に違反した者に対して、総合安全衛生管理委員会の議を経て、化学物質の取扱いを制限する等の措置を講じることができる。

第12章 大学の社会的責務

(近隣住民への理解の増進)

第27条 総括安全衛生管理者は、化学物質の管理について、近隣住民及び周

辺地域の理解を深めるための適切な措置を講じなければならない。

- 2 環境安全衛生管理室は、前項の目的を達成するために必要な情報を適切に提供するための対応に当たるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に第10条に定めるレベル4の化学物質を使用している研究室については、平成16年4月1日をもって、第10条に定める総括安全衛生管理者による許可を受けたものとみなす。
- 3 施行日前に第10条に定めるレベル3の化学物質を使用している研究室については、平成16年4月1日をもって、第10条に定める使用の届出があったものとみなす。
- 4 施行日前に、各研究科において独自に策定されているマニュアルは、これを第9条に定める「化学物質取扱いマニュアル」とみなす。
- 5 第17条の規定は、当該薬品システムの正式運用が開始されるまでの期間、これを適用しない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

レベル4	<p>「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に定める特定物質 「麻薬及び向精神薬取締法」に定める麻薬 「覚せい剤取締法」に定める覚せい剤及びその原料 「アヘン法」に定めるあへん、けし、けしがら 「毒物及び劇物取締法」に定める特定毒物 「労働安全衛生法」に定める製造禁止物質 「核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定める国際規制物資</p>
レベル3	<p>「毒物及び劇物取締法」に定める毒物及び劇物 「麻薬及び向精神薬取締法」に定める向精神薬 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に定める第1種指定物質及び第2種指定物質 「高圧ガス保安法」に定める特殊高圧ガス</p>
レベル2	<p>「労働安全衛生法」に定める特定化学物質及び有機溶剤 「消防法」に定める危険物 (レベル4及びレベル3に含まれる化学物質を除く。)</p>

化学物質新規購入許可申請書 (レベル 4・新規購入用)

総括安全衛生管理者 殿
研究科長 殿

研究室名 _____

初めて下記の化学物質を購入したいと考えますので、監督官庁への必要な手続きを完了の上、許可をお願いします。

①物質名 ()

②CAS番号 ()

③規制法規 (当てはまるものに○印)

(あ)「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に定める特定物質

(い)「麻薬及び向精神薬取締法」に定める麻薬

(う)「覚せい剤取締法」に定める覚せい剤及びその原料

(え)「アヘン法」に定めるあへん、けし、けしがら

(お)「毒物及び劇物取締法」に定める特定毒物

(か)「労働安全衛生法」に定める製造禁止物質

(き)「核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定める国際規制物質

④購入先 ()

⑤用途 ()

⑥研究室責任者 ()

⑦使用予定者 ()

(注意事項)

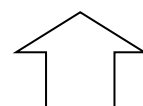
- ・ 監督官庁への手続きには、相当の時間がかかることが予測されます。 研究の予定をご確認の上、早めにこの書類を環境安全衛生管理室へ提出してください。
- ・ ②については、不明の場合及び存在しない場合は、空欄にさせていただいて構いません。
- ・ ③及び④については、必ず記入してください。
- ・ ⑤については、監督官庁に提出する必要がある場合を除き、空欄にさせていただいて構いません。
- ・ ⑦については、使用を予定している者の氏名をすべて記入してください。
- ・ その他、問い合わせがありましたら、環境安全衛生管理室 (内線〇〇〇〇) までお願いします。

④総括安全衛生管理者 許可

年 月 日	
署名	印

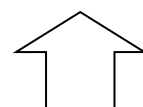


③環境安全衛生管理室 (月 日受付)



②研究科長 許可 署名欄

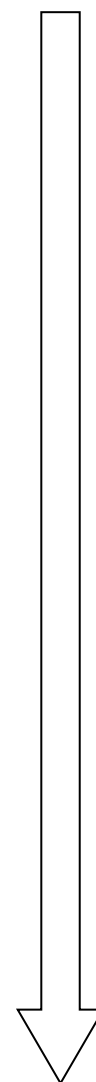
年 月 日	
署名	印



①研究室責任者 許可申請 署名欄

年 月 日	
氏名	印

⑤許可証交付
(月 日)



(注意)

○新規購入の許可証は、監督官庁の許可を受けたことを証明する書類を添付の上、研究室責任者へ交付すること。

化学物質購入許可申請書 (レベル 4・継続購入用)

総括安全衛生管理者 殿
研究科長 殿

研究室名 _____

以下の化学物質を購入しますので、許可をお願いします。

- ①物質名 ()
②CAS番号 ()
③規制法規 ()
④購入先 ()
⑤用途 ()
⑥研究室責任者 ()
⑦使用予定者 ()

(注意事項)

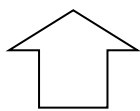
- ・②については、不明の場合及び存在しない場合は、空欄にさせていただいても結構です。
- ・③及び④については、必ず記入してください。
- ・⑤については、研究の都合により、空欄にさせていただいても結構です。
- ・⑦については、使用を予定している者の氏名をすべて記入してください。
- ・その他、問い合わせがありましたら、環境安全衛生管理室 (内線〇〇〇〇) までお願いします。

④総括安全衛生管理者 許可

年 月 日	
署名	印

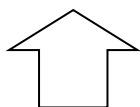


③環境安全衛生管理室 (月 日受付)



②研究科長 許可 署名欄

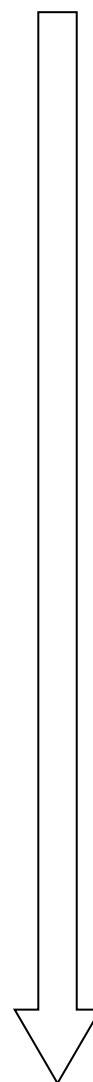
年 月 日	
署名	印



①研究室責任者 許可申請 署名欄

年 月 日	
氏名	印

⑤許可証交付
(月 日)



(注意)

○新規購入の許可証は、監督官庁の許可を受けたことを証明する書類を添付の上、研究室責任者へ交付すること。

化学物質新規使用許可申請書 (レベル 3)

総括安全衛生管理者 殿

研究室名 _____

下記の化学物質を、次のとおり取扱いますので、届け出ます。

①物質名 ()

②CAS 番号 ()

③取扱い (当てはまるものに○印)

(あ) 研究室で初めて購入

(い) 譲渡 (研究室が譲渡を受ける相手方:)

(う) 外部への持ち出し (持ち出し先:)

④規制法規 (当てはまるものに○印)

(あ) 「毒物及び劇物取締法」に定める毒物及び劇物

(い) 「麻薬及び向精神薬取締法」に定める向精神薬

(う) 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制などに関する法律」に定める第 1 種及び第 2 種物質

(え) 「高圧ガス保安法」に定める特殊高圧ガス

⑤購入先 ()

⑥用途 ()

⑦研究室責任者 ()

⑧使用予定者 ()

(注意事項)

- ・この用紙は、事前に環境安全衛生管理室までご提出ください。なお、研究の都合上やむを得ない場合は、事後でも構いません。
- ・薬品システムに所定の事項を入力した場合は、この用紙を提出する必要はありません。
- ・②については、不明の場合及び存在しない場合は、空欄にさせていただいても結構です。
- ・③及び④については、必ず○印をつけてください。また、③の (い) (う) の場合は、必ず相手方の名称を記載してください。
- ・⑤及び⑥については、研究の都合により、空欄にさせていただいても構いません。
- ・⑧については、使用を予定している者の氏名をすべて記入してください。

環境安全衛生管理室	届出受理 () 年 () 月 () 日
	担当者名 ()